

教育力向上を目的とした新任教員研修プログラム受講要領

平成 30 年 3 月 26 日

全学教育機構会議

改正 令和 4 年 9 月 26 日

改正 令和 5 年 9 月 25 日

最終改正 令和 6 年 3 月 26 日

教育力向上を目的とした新任教員研修プログラムの実施に関する要項第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育力向上を目的とした新任教員研修プログラムの受講について、次のとおり定める。

- 1 対象者は、次表に定める研修から、必修 6 研修、選択必修 A から 1 研修以上、選択必修 B から 1 研修以上、選択から 4 研修以上、合計 12 研修以上を受講すること。

なお、学び創造センター、四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）、各学部等で研修が複数実施された場合は、それぞれの研修（プログラム）を 1 研修とカウントする。

ただし、同一内容のものは重複してカウントできない。

No.	研修名等	区 分
1	大学授業入門	必 修
2	学生の学びを支援する授業準備ワークショップ（新任教員 FD）	必 修
3	新任教員のためのリフレクションセミナー	必 修
4	ハラスメント防止研修会 注 1	必 修
5	メンタルヘルス研修会 注 2	必 修
6	グループワークのはじめかた 注 3	必 修 (経験 5 年未満)
7	高知大学教育奨励賞受賞者講演	選択必修 A
8	FD・SDウィーク（授業公開週間）の参観者	
9	授業改善支援プログラム（第 1 学期開講分又は第 2 学期開講分）	選択必修 B
10	FD・SDウィーク（授業公開週間）の授業実施者	
11	上記以外の学び創造センターが実施する研修	選 択
12	四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）で実施される研修	選 択
13	その他学内で実施される教育の質保証に関する研修 注 4	選 択

注 1 ハラスメント防止研修会は高知大学ハラスメント防止委員会主催で実施されている研修会

注 2 メンタルヘルス研修会は保健管理センター主催で実施されている研修会

注 3 「グループワークのはじめかた」は、学び創造センター教員が担当する自由探求

学習のいずれか1回の授業により実施する。ただし、当該授業に出席できないことについてやむを得ない事情があると認められる場合は、高知大学 moodle で配信されるビデオ教材による受講を認めるものとする。

注4 学部等で実施される研修が「教育の質保証に関する研修」に該当するかは、学部等が確認する。

- 2 必修（経験5年未満）の研修は、大学、短期大学、高等専門学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で専任教員（教諭）としての講義経験が通算して5年以上ある者は受講したものとみなすことができる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月26日全学教育機構会議決定）

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前から引き続き教育力向上を目的とした新任教員研修プログラムを受講する者が、この要領による改正前の教育力向上を目的とした新任教員研修プログラム受講要領第1項の表に規定する「上記以外の大学教育創造センターが実施する研修」及び「学生総合支援センターが実施する研修」を受講している場合は、この要領による改正後の教育力向上を目的とした新任教員研修プログラム受講要領第1項の表に規定する「上記以外の学び創造センターが実施する研修」を受講したものとみなす。

附 則（令和5年9月25日全学教育機構会議決定）

この要領は、令和5年9月25日から施行する。

附 則（令和6年3月26日全学教育機構会議決定）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。